

○松本市広報広告取扱要綱(抜粋)

(広告の内容)

第 2 条 広告の内容は、地域経済の健全な発展及び公共の福祉の向上に寄与するものとし、広報等の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかなでないもの
- (10) 男女交際等を目的とするもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの
- (12) 市の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (13) その他、広報紙として妥当でないと思えたもの